

社会課題型商品開発支援業務委託仕様書

1 名称

社会課題型商品開発支援業務委託

2 目的

秋田県内企業（以下「県内企業」という。）がこれまで培ってきた技術等を活用し、医療や健康、防災に関する社会課題を解決するビジネスモデルを構築するため、大学や公設試験研究機関等と連携して行う研究・開発から実証、社会実装までを伴走支援する。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 業務の概要

(1) 社会課題型商品開発協働事業の伴走支援

医療や健康、防災に関する分野において、県が実施する「社会課題型商品開発協働事業（以下「本事業」という。）」を活用し、研究・開発から実証、社会実装までを目指す県内企業を対象に、次の①～③で示す支援やアドバイス等を行うこと。

①本事業実施企業との訪問面談

本事業実施企業（4社程度）に対し、訪問により、本事業に採択された製品・サービスの社会実装に向けた方針について確認すること（1回程度）。

②本事業実施企業の伴走支援

本事業実施企業に対し、本事業に採択された製品・サービスの社会実装に向けたアドバイスを行うこと（3回程度）。

③技術開発動向調査及び販路開拓調査の実施

本事業実施企業の本事業に採択された製品・サービスに関する技術開発の動向調査及び販路開拓調査を行うこと（3回程度）。

(2) 成果報告会（交流会）への参加

本事業実施企業が参加する県主催の成果報告会(交流会)に参加すること(1回)。

(3) 委託者との打合せ

上記（1）の伴走支援を行うに当たり、本事業実施企業の製品・サービス開発や社会実装に向けた進捗、技術開発動向調査及び販路開拓調査の実施状況等について、打合せを行うこと（6回程度）。

5 留意事項

(1) 次の①～②については、委託者が実施する。

①県内企業訪問に際しての日程調整

②県内企業訪問に際しての移動手手段の確保

(2) 訪問等により県内企業の現状把握及び製品・サービスの開発や社会実装に向けたアドバイスを行う時間は、各社1時間を確保すること。

(3) 県内企業を訪問等した際は、その内容について報告書を作成し、委託者に提出

すること。

- (4) 本事業採択企業への支援は、採択から最長3年間と長期に及ぶことを想定し、必要に応じて全体の支援計画を作成するなど、中長期的視点を持った効果的な支援を行うこと。
- (5) 令和8年度における本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定している。
詳細な日程は、県と受託者が協議の上、決定する。
- ・ 令和8年度採択事業決定 6月上旬
 - ・ 実施企業の伴走支援 (令和7年度採択事業) 4月～2月
(令和8年度採択事業) 6月～2月
 - ・ 成果報告会(交流会) 11月

6 個人情報の保護

本業務で知り得た情報(参加企業の情報を含む。)については、本業務外での使用を禁ずるものとする。

7 委託費の内訳

4の実施に要する費用並びに業務報告書作成費用、消費税及び地方消費税とする。

8 業務の実施体制

業務全体の企画及び準備、伴走支援の実施等、当該事業の実施に必要なスタッフを確保すること。

9 委託者への報告書類

- (1) 委託業務実績報告書及び委託業務完了届

本業務が完了してから10日以内に、委託業務実績報告書及び委託業務完了届を提出すること。

委託業務実績報告書には、面談等の開催日時及び場所、概要、各種資料、面談の記録などを記載し、実施企業一覧を添付すること。

- (2) その他

適正な事業の執行のため、委託者は受託者に報告を求めることができる。

10 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。